

生体売買契約書

猫の販売にあたり、売主（以下「甲」とする）と買主（以下「乙」とする）は甲が所有する子猫について以下の通りの約定にて売買することとし、生体売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

乙は、命ある動物を飼育することを十分に自覚し、愛情をもって終生飼育するとともに、適正な飼育、予防注射等の健康管理を行い、飼主としての社会的責任を自覚する。

種類：

毛色：

誕生日： 年 月 日

性別：

出生地：ネコピアノ（東京）

生まれてからの持病： 無 ・ 有

避妊・去勢： 未 ・ 済

販売価格 _____ **円**

契約日： 年 月 日

●売主（甲）

ネコピアノ 責任者：高橋英美

住所：東京都江東区北砂3-19-8 電話：090-2738-2523

動物取扱業：13 東京都販第 004158 号

●買主（乙）

フリガナ.....

氏名 _____ 印

ご住所 _____

携帯電話番号 _____

第1条（売買の合意・所有権移転）

- 1 甲は、次条以下の定めにより、本契約日をもって、乙に対し上記記載の子猫（以下「本件ペット」という。）を上記の販売価格で売り渡し、乙はこれを買受ける。
- 2 本件ペットの所有権は、甲が乙に本件ペットを引渡し、かつ、乙から甲への代金の支払が完了した時点で、甲から乙に移転するものとする。

第2条（売主責任・無料生命保証）

- 1 甲から乙への本件ペットの引渡し日（以下、単に「引渡し日」という。）から30日以内に本件ペットの体調不良で通院する際は、乙は甲に速やかに連絡する。
- 2 引渡し日から30日以内に、本件ペットが、引渡し前から潜伏している病気を原因として死亡したときは、甲は乙に対し本件ペットの代金（病院代（診断書作成費含む）、交通費、飼育用品等は含まない。）を全額返金する。
- 3 乙が甲から前項の返金を求める場合には、乙は、本件ペットの死亡確認後24時間以内に死亡の事実を甲に連絡し、死亡確認時から7日以内に2か所以上の動物病院から「本件ペットを診断した獣医師発行の死亡診断書（原本）」を添えて甲に対して返金を請求するものとする。

※ 1か所ですと信憑性に欠ける為、2か所の動物病院の獣医師による診断書等の書類をご提出下さい。
保証には病院代（診断書作成費含む）、交通費、飼育用品等は含まれません。

※ 猫伝染性腹膜炎（FIP）については有償で180日間の保証をお付けすることができます。別紙「180日間 FIP 生体保証」をご参照ください。

第3条（免責事項）

次の各号の一にあたる場合、前条は適用されず、甲は乙に対して一切責任を負わないものとする。

- ① 乙又は飼い主の重大な過失、故意に基づく疾病及び死亡、低血糖での死亡
- ② 伝染病予防ワクチンの接種を受けず、発症し、これを原因とした死亡
- ③ 給水不足、給餌不足、遊ばせ過ぎなどの原因による体調不良、死亡
- ④ 獣医師の治療を受けなかった場合の死亡及び原因不明の突然死
- ⑤ 事故や天災による死亡、逃亡、盗難
- ⑥ 前条2項の保証請求に際して虚偽の申告があった場合
- ⑦ 本契約に定める義務の一つにでも違反したことが原因となっている場合

第4条（先天性障害保証）

引渡し日より60日以内に、重度な心臓病、視覚障害、聴覚障害、肝臓・腎臓障害等、飼育上重大な支障をきたす先天性障害が発見された場合は、乙は甲に対して、本件ペットを引き取りと代金の70%の返金を併せて求めることができる。ただし、乙が右請求をせずに引き続き本件ペットとの生活を希望する場合、本件ペットに要する治療費は乙が負担するものとする。

・先天性障害保証60日間（無料）→1年間への延長オプション（別途10,000円）

加入する（+10,000円） 加入しない

第5条（反社会的勢力・動物販売業者・繁殖業者に対して）

- 1 甲は、いかなる場合も、反社会的勢力、動物販売業者、繁殖業者に対する販売は行わない。
- 2 乙は前項に挙げられた者への転売、譲渡をすることはできない。乙がこれに違反した場合、甲は催告を要せずしてこの契約を解除し、若しくは、乙に対して違約金として代金の倍額を請求することができる。

第6条（薬品で治療可能な後天的な病気について）

風邪、目の腫れや結膜炎、原虫（コクシジウム・トリコモナス・ジアルジア等）、お腹の不調による吐き気や水下痢、耳ダニ、真菌などの皮膚病は、全て薬品で治療可能な後天的な病気に当たるため、第2条及び第4条は適用されない（甲は乙からの医療費等の請求に応じることができない）。

※検便検査で寄生虫類を発見できないこともあるため、お引渡し前に駆虫薬を投薬しています。どうしても潜伏している分に関してはわかりかねますのでご理解ください。

第7条（ワクチンについて）

乙は、本件ペットの生後2ヶ月と3ヶ月に、3種混合ワクチンを接種させ、生後1年3ヶ月の時点でも3種混合ワクチンを接種させるものとする。

第8条（血統書について）

あり なし

本件ペットの避妊・去勢手術後、乙は診断明細書等を甲に提示し、甲はこれを確認でき次

第, 乙に血統書を発送する。なお, 乙は甲に対して血統書団体の指定はできない。

第9条 (成長過程における変化について)

- 1 子猫は毛色, 毛質は成長過程において変化することがあり, 成猫時の体重や体高はあくまで目安であること, アレルギーなど後々体質が変化することがあることについて, 乙は十分に理解する。
- 2 子猫のオスの睾丸は生後10カ月位までに陰リョウに降りてくるものの, 場合によっては成長過程において途中で留まってしまうことがあるが, これにより手術が必要となった場合の費用については, 乙が負担するものとする(成長過程における変化は保証対象外)。

※停留睾丸については去勢手術の際と一緒に処置していただくと猫ちゃんの負担が少なく済みます。あくまで生き物ですので上記のような様々な成長過程における変化があることをご理解しお迎えください。

第10条 (病気について)

- 1 純血種の猫はミックスの猫に比べ, 遺伝子が近いため繊細で風邪をひきやすくお腹を壊しやすい傾向にあり, また, 遺伝性の病気を含め検査をしても防ぎきれないものもあることについて, 乙は十分に理解した上で飼育につとめるものとする。
- 2 子猫は生き物であるため, 甲は乙に対して, 本件ペットがまったく病気等にかからないというような完全な健康状態を保障することはできない。

※生涯治療費がかかってしまう病気を発症してしまう場合もございます。猫ちゃんのための貯金や, 保険のご加入など事前の準備をよろしくお願いたします。

第11条 (食事について)

乙は, 本件ペットについて, サイエンスダイエットのキトン(チキン味)を, 1日2~4回に分けて適量給餌させるものとする。

第12条 (引っ越し後の過ごし方)

- 1 引越しは子猫にとって大きなストレスとなるため免疫力の低下による風邪の発症, お腹の不調など体調不良を起こしやすく, 入浴も体力を消耗するものであるため, 乙は引越してから1か月は本件ペットを入浴させないものとする。
- 2 子猫は人間が大好きなため夢中で遊ぶが, 乙は環境に慣れる1週間は子猫が寝ているのを起こして遊んだりせず, 子猫の体力をつけることに専念する。

- ・本日は家に着きましたらケージの中で休ませてあげてください。環境に慣れる1週間は、遊ぶ時間は1日30分×2回位を目安とし、体調をしっかり見てあげてください。
- ・どのような排便をしたか必ずご確認ください。2日たってもご飯を食べない、または水下痢をしたら必ずご連絡ください。水下痢を2, 3日放っておくと命を落とすこともあります。
- ・ご飯のあげ過ぎでお腹を壊すこともありますので、給餌量をしっかり確認してください。環境に慣れましたら便の調子を確認しながら少しずつご飯を増やしてください。

※風邪と軟便については別紙「猫の風邪と軟便について」をご参照ください。

第13条（その他の重要事項）

- 1 乙都合の交換、引き取り、買い戻し、返品はすることができない。
- 2 本件ペットの病気が人間や他のペットに伝染した場合に生じた治療費などの損害について、甲はこれを負担しない（購入後の本件ペットにかかる医療費は、いかなる場合も乙の負担となる。）。
- 3 乙が本件ペットを甲に無断で第三者に転売することは禁止とする。

【終生飼育のお願い】

どうか猫ちゃんの一生を大切にしてください。保健所に送られてしまうような不幸な猫ちゃんを増やさないためにも責任を持って終生飼育をしてください。なんらかの事情で飼育できなくなった場合は、親戚や親しいご友人にお願いするなど、適切な対応をお願いいたします。里親募集サイトなどは虐待目的の人物が紛れていますので利用しないでください。猫ちゃんの飼い主様が代わられるときはご連絡ください。里親募集のお手伝いもいたします。

以上、本契約の成立を証するために本契約書を2通作成し、甲乙署名押印の上、両当事者間で1通ずつ保有する。

猫購入時における誓約書

下記の項目を確認し、□の中にチェックを付けご署名ください。

- 生体売買契約書の内容の説明を受けました。
 - 生体売買契約書の内容を確認し理解した上で署名押印しました。
 - 3種混合ワクチンの予防接種証明書，獣医師作成による健康診断書を受け取りました。診断書の内容について納得の上，購入します。
 - 各種病気のリスクを理解しました。また，医療費は自己負担であることを理解し適切な治療をします。
 - 猫伝染性腹膜炎（FIP）のリスクを理解し，保証範囲外の請求はしません。
 - 終生飼育の重要性を理解し，終生飼育をすることを約束します。無断譲渡，転売はしません。
 - 生後6ヶ月～10ヶ月の間に避妊・去勢手術をします。繁殖はしません。
 - 今後，生体売買契約書の内容に，異議申し立てはしません。
- 上記の内容を確認し，これらの内容について承諾します。無断で繁殖をした場合は本件ペット代金の10倍の違約金をお支払いします。

年 月 日

ご署名.....